事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1)地域の災害リスク

(台風)

本村は、毎年台風の被害に見舞われてきた。近年では大きな被害はないが、土砂災害や停電等による被害が少なからずあった。近年の台風は大型化しており、襲来した際は小規模事業者への大きな被害が想定される。

(地震・津波)

沖縄県地震想定調査(平成 25 年 3 月)によると、沖縄本島北部に甚大な被害を与える地震として、沖縄本島南東3連動地震が想定されている。調査結果では地震動・津波により全壊1415棟・半壊604棟の建物被害が予測されている。

沖縄県津波被害想定調査(平成 25 年 3 月)によると、東海岸側の安田・楚洲において地震発生後 14 分、西海岸側地域でも 19 分から 34 分で津波が到達し、最大遡上高は 5m~33mとなっている。

各集落や小規模事業者店舗などは海岸線沿いに位置し、予測通りになれば壊滅的な被害の恐れがある。

(洪水)

本村は広大な森林(村土8割)を源として豊かな水量を有した河川が各集落にある。2021年には1時間雨量30mm以上の激しい雨として大雨洪水警報が発令さるなど、河川増水が発生した。大きな洪水被害には至らなかったが、近年のゲリラ豪雨や100年に1度の大雨が毎年にように国内で発生していることを踏まえ、想定以上の洪水になった場合は大きな災害になる恐れがある。

(感染症)

新型インフルエンザは10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。

また、新型コロナウイルス感染症などの人類未曾有の感染症拡大に伴って、村民の生命を脅かす危険性や地域内経済活動が大きく制限される。それに伴い、本村の小規模事業者の経営環境が大きく悪化し、危機的な状況下に陥ることが想定される。

(2) 商工業者の状況

【国頭村の事業所数の推移】出典:経済センサス

	商工業者数	小規模事業者数	建設業	製造業	卸業	小売業	飲食・宿泊	サービス業	その他
平成21年	246	224	24	16	8	68	57	54	19
平成26年	244	223	24	20	9	62	56	49	24

本村の小規模事業者の店舗や事務所はほぼすべてが各集落内にある。20集落があるが、すべての集落が沿岸部沿いや河川付近に位置している。

(3)これまでの取組

- 1) 本村の取組
- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・観光危機管理計画の策定
- ・防災備品の備蓄
- ・防災情報システムの整備
- ・防災行政無線のデジタル化
- ・防災ハザードマップの作成
- ・避難所への Wi-Fi 機器設置
- ・避難所の整備
- •避難誘導案内看板の設置
- 2)本会の取組
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定支援の実施
- ・沖縄県共済協同組合と連携した損害保険への加入促進

Ⅱ 課題

本村小規模事業者の抱えている課題は2点ある。1つ目は自然災害リスク対策の必要性の認識度向上と発生時の対応マニュアルの「見える化」である。小規模事業者自身、災害リスク対策に必要性は感じているが、何をどのように取り組んで進めていいのかが見えづらい状況に陥っているためである。

2つ目は感染症対策での予防や拡大時での備えやリスクファイナンス対策の整備である。いつ何時にくるかという読みづらく、どのように対策したら良いかなどのノウハウや情報不足に陥っているためである。 次に本会の抱えている課題としても2点ある。1つ目は小規模事業者が災害リスク対策を実施するにあたって職員の支援ノウハウ不足がある。また復興時に活きてくる保険・共済について助言出来るような職員が不足している。現状、本会の緊急時での取り組みが漠然的な記載にとどまっているためである。

2つ目に発生時・非常時での本村や関係機関との具体的な連携体制構築の未整備である。本村では 防災計画等が整備されているが、本会と情報共有や連絡・協力体制が漠然的であり、具体化していく必 要性がある。その他の関係機関も同様である。

Ⅲ 目標

現状の課題を踏まえ下記の3点の目標を掲げ事業継続力強化を図っていく。

- ①村内小規模事業者に対し自然災害や感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ②発災時、非常時における連絡・情報共有を円滑に行うため、本会と本村との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ③発災後、速やかな復興支援が実施できるよう組織内における体制の整備と関係支援機関等との連携体制を平時から構築する。また域内の感染症発生時においても、速やかに拡大防止措置を実行できるよう同様に構築する。

※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1)事業継続力強化支援事業の実施期間 令和5年4月1日~令和10年3月31日

(2)事業継続力強化支援事業の内容

本会と本村の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

令和2年9月に県が策定した「新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等速やかな対策等に取組めるようにする。

- 1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知
 - ・相談対応時にハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等)について周知及び説明をする。
 - ・村広報、本会ホームページやSNSなどにおいて、国の施策の紹介、リスク対策の必要性、損害保険、生命保険、傷害保険等の概要や事業者BCP策定に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
 - ・小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なものを含む)の策定による実 効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
 - ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の 施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
 - ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化する。事業者には常に最新の正しい情報を入手し、誤った情報やデマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
 - ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
 - ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- 2) 商工会自身の事業継続計画の作成 令和5年度までに作成する。
- 3) 関係団体等との連携
 - ・損保会社と連携し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや、ビジネス総合保険などの紹介を実施する。
 - ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を実施する。
- 4)フォローアップ
 - ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認又は見直しの実施
 - ・(仮称)国頭村事業継続力強化支援協議会(構成員:本会、本村)を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当計画に係る訓練の実施

・自然災害(マグニチュード7.0の地震)が発生したと仮定し、村との連絡ルートの確認等を行う。 (訓練は必要に応じて実施する)

<2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記 の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。
- 1) 応急対策の実施可否の確認
 - ・発災後1時間以内に職員の安否を確認し、報告を行う。
 - (SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を本会と本村で共有する。)
 - ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事務所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
 - ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態 宣言」が出た場合は、国頭村における感染症対策本部設置に基づき本会による感染症対策 を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・本会と本村との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況等の場合は、出勤を控え、職員自身の安全確保を優先し、警報解除後に安全を確認し、出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合は、業務に従事できる職員で役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

(例:被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「床上浸水」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

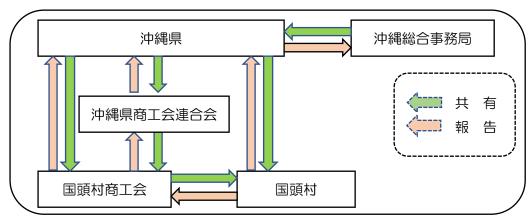
・本計画により、本会と本村は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後~1週間	1日に3回(9時、13時、16時)共有する
1週間~2週間	1日に2回(9時、15時)共有する
2週間~1ヶ月	1日に1回(9時)共有する
1ヶ月以降	2日に1回(9時)共有する

・本村で取りまとめた「国頭村新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円 滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・本会と本村は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・本会と本村が共有した被災情報を、下記の方法により沖縄県へ報告する。
- ・本会は、別紙様式により被災情報を県に報告する。
- ・感染症流行の際、特に報告が必要と思われる事象が発生した場合は、災害発生時と同様の方法により沖縄県へ報告する。



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、国頭村と相談する(国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や県、町等の施策)について、地区内小規模事業者等へ 周知する。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・沖縄県の方針等を踏まえた復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域等からの応援派遣依頼等を検討する。

※ その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制 (令和4年 月現在) (1) 実施体制(本会及び本村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制) 国頭村商工会 国頭村役場 会長 商工観光課長 指揮 指揮 報告 命令` 命令 共有 共有 国頭村役場 国頭村役場 国頭村商工会 経営指導員 商工観光課 総務課 連携 支援策情報提供 相談 支援, 国頭村内小規模事業者

- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制
 - ①経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 金城 太輔

(連絡先は後述(3)①参照)

- ②経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)
 - ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う
 - ・本計画の具体的な取組の企画や実行
 - ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)
- (3) 商工会、関係市町村連絡先
 - ①国頭村商工会

〒905-1411 沖縄県国頭郡国頭村字辺土名264番地1

TEL:0980-41-5116 / FAX:0980-41-2996

E-mail:kunigami@jasmine.ocn.ne.jp

②国頭村商工観光課

〒905-1495 沖縄県国頭郡国頭村字辺土名121番地

TEL:0980-41-2622 / FAX:0980-41-5910

E-mail:syoukoukankousection@vill.kunigami.okinawa.jp

※ その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県へ報告する。

(別表3) 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位:千円)

		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額		270	270	270	270	270
	・専門家派遣費	50	50	50	50	50
	・協議会運営費	20	20	20	20	20
	・セミナー開催費	50	50	50	50	50
	・広報費(チラシ等)	50	50	50	50	50
	・防災、感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考)必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、手数料収入、参加者負担金、村補助金や各種補助金により賄う。

(備考)調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所
並びに法人にあってはその代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
ZEDNO COCNET O PAROT NO
*事権! マ事光ナ、字技・十2老の処字!
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図